

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア共和国（インドネシア）においては、近年の堅調な経済成長に伴い、特にジャカルタ首都圏において物流の取扱量が増加しているが、港湾セクターではその傾向が顕著である。首都ジャカルタ北部に位置する同国最大の港であるタンジュン・プリオク港は、2009 年の 400 万 TEU から 2019 年には 730 万 TEU へと約 2 倍に増加しており、2020 年時点の既存港のコンテナ取扱可能量 863 万 TEU／年 では、2025 年のジャカルタ首都圏全体のコンテナ需要（1,024 万 TEU）に対応できない状況にある。また、船舶沖待ち時間の増加、貨物輸送の遅延、周辺道路の更なる混雑等が問題となっている。このような状況から、ジャカルタ首都圏における新港の開発が喫緊の課題となっている。

上記問題に対応しジャカルタ首都圏港湾能力のより抜本的な改善に向け、インドネシア国運輸省海運総局（Directorate General of Sea Transportation、以下「DGST」という。）及び JICA は、2010 年 3 月から開発調査型技術協力プロジェクト「ジャカルタ大首都圏港湾物流改善計画策定プロジェクト」を実施、タンジュン・プリオク港における国際コンテナ貨物ターミナルの拡張計画（北カリバル拡張計画）、及び西ジャワ州カラワン県チラマヤ地域における港湾開発計画を

策定した。新港開発計画については、チラマヤ地域の対象事業地における航行安全及び石油・ガス施設へのリスクを理由として、別の事業候補地をインドネシア政府運輸省海運総局が検討した。その結果、西ジャワ州スバン県パティンバン地区を選定し、2016年5月に国家戦略プロジェクトとして開発することを決定した（大統領令2016年第47号）。2016年7月からの協力準備調査を経て、インドネシア政府は「パティンバン港開発事業」を日本政府に要請し（2017年11月第一期L/A調印）、現在建設が進められており、既に部分開業している。

パティンバン港の全体運営については、インドネシア民間企業（以下「A社」という。）がDGSTとコンセッション契約を交わし、A社に事業権が与えられている。そのうち自動車ターミナル運営については、A社とサブコンセッション契約を交わした運営会社（日本企業の100%出資）（以下「B社」という。）にて2021年12月から運営が開始した。なお、本事業で整備されているコンテナターミナルの運営会社については、未決定であり、正式決定までの間はインドネシア国有港湾運営企業（Pelabuhan Indonesia、以下「PELINDO」という。）による暫定運営がなされている。

他方、同港の港湾管理は、2018年6月に公布された運輸省令（2018年No.76）にて運輸省内に設立されたパティンバン港湾管理組織（Kantor Kesyahbandaran dan Otoritas Pelabuhan。以下「KSOP」という。）が行うこととなっている。タンジュン・プリオク港やタンジュン・ペラ港（スラバヤ）、ブラウン港（メダン）やマカッサル港などの主要な商業港においても、同様に港湾管理組織が設置されているものの、実態としてはPELINDOが港湾管理を実施しており、同省内の港湾管理組織にノウハウが蓄積されているとは言い難い。しかしながら、パティンバン港ではPELINDOは参画しないため、港湾管理ノウハウが蓄積されていないKSOPによりパティンバン港の港湾管理が実施されている。同港が国際競争力のある港湾として運営されるためにはKSOPの管理体制強化が必要である。

さらに、パティンバン港により多くの貨物呼び込むためには、同港の後背地にある356ヘクタールのバックアップエリアの開発、荷主の拠点となる産業・工業地帯の開発・拡張が極めて重要である。後背地開発については、JICAが実施した「パティンバン港後背地開発支援業務」にて開発計画が提案されているが、全体で一貫した開発計画に基づく開発や投資を導く必要があり、KSOPには港湾管理者として必要なプロモーションなどの活動計画が求められる。

本詳細計画策定調査では、関係諸機関の現状の能力や組織状態、役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。各事項の実施にあたっては、長期専門家「インドネシア国港湾開発政策アドバイザー」とも十分に連携を図ることとする。また、2022年のインドネシアのラマダン（断食月）は4月2日から5月1日、レバラン（断食明け大祭）は5月2日から5月3日であり、この日程を考慮しつつ業務を実施する。

（1）国内準備期間（2022年4月上旬～2022年4月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② インドネシア側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2022年5月上旬～2022年5月下旬）

- ① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析し、プロジェクト内容を検討する。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 実施期間であるDGST、KSOP及び関係機関（A社、B社）の組織体制、人員体制、予算、根拠法、根拠契約とそれぞれの所掌業務、役割分担

- ウ) ジェンダー主流化に関する既往の取組、ニーズ
 - エ) 他ドナーの援助動向・本プロジェクトとの連携可能性の検討
 - オ) プロジェクト実施に係る日本側負担事項と先方負担事項
 - カ) 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ
- ④ 別途JICAが備上する技術コンサルタント（港湾管理、バックアップエリア開発）が実施する情報収集を支援する。
 - ⑤ 実施機関であるDGST及びKSOPに対して、PDMの役割・構成（項目の関連性やモニタリング指標）及びPOIに関する説明を行う。
 - ⑥ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑧ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑨ 担当分野に係る調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年6月上旬～2022年6月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。その際、担当分野に係る調査結果、PDMの各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び6項目評価結果の詳細について記載する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

- ② 事業事前評価表（案）（和文）
 - ③ リスク管理チェックシート（案）（和文）評価報告書（英文）
- 2022年6月15日(水)までに電子データにて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 5 月 10 日～5 月 30 日（現地隔離期間 7 日間を含む）を予定しています。
JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始する予定です。
現時点でインドネシア入国時には 7 日間の隔離期間が必要です。隔離期間中は遠隔で業務を実施予定です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 評価分析（本コンサルタント）
 - エ) 港湾管理（JICA が別途契約するコンサルタント）
 - オ) バックアップエリア開発（JICA が別途契約するコンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄インドネシア語の通訳を提供（必要に応じて）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤部運輸交通グループにて配付します。配付を希望される方は、当機構社会基盤部運輸交通グループ（imgtr@jica.go.jp）にご連絡ください。
 - ・ Expert for Development of BU Area of the Patimban Port FINAL REPORT
- ② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
 - ・ インドネシア国 ジャカルタ大首都圏港湾物流改善計画策定プロジェクト最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004461.html>
 - ・ インドネシア国 パティンバン港開発事業（第一期）事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_IP-577_1_s.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上